

報道機関各位

2025年10月10日発信

多様な人々の共生 誰もが生き生きと働く職場づくり 第9回ダイバーシティ推進の実践交流会 10月18日(土)開催

生活協同組合コープあいのちでは、障がいのある職員がそれぞれの特性を生かして、「特例子会社」だけでなく、宅配・店舗・福祉などの事業所で就労しています。現在、コープあいのちの障がい者雇用率は、4.25%で法定雇用率の2.5%を大きく上回っており、組織全体で「ダイバーシティ&インクルージョン」を推進することにより、障がいの有無に関わらず誰もが働きやすい職場づくりをすすめています。

この取り組みの一環として、さまざまな職場で働く障がいのある職員が、お互いに学び合い、それぞれの仕事に生かすことを目的とした「実践交流会」を開催します。当日は行政関係者や職員のご家族も参加し、就労の実際を知っていただき、交流を深める機会となります。ぜひご取材、ご紹介ください。

第9回ダイバーシティ推進の実践交流会

- 日 時：2025年10月18日(土)
10:00～13:00
- 場 所：ホテルメルパルク名古屋 3階サルビアの間
(愛知県名古屋市東区葵3-16-16)
- 内 容：
10:00 開会
10:15 実践事例の発表
(宅配・店舗・福祉施設等での
実践事例・6事例の発表)
11:50 食事交流会
12:25 感謝状授与・記念撮影



特例子会社ハートコープあいのち

2016年に特例子会社として誕生。

障がいのある仲間がリサイクル

事業の担い手として活躍中です。



コープあいのちは、約3,000人の職員が60事業所と特例子会社ハートコープあいのちでさまざまな業務を担っています。その内、障がいのある職員は60人、35の職場で働いています。

■お問い合わせ先

- (TEL) 052-703-1897 人事部 ダイバーシティ担当 菅原(すがわら)
(TEL) 052-703-1257 広報広聴・デジタル推進部 相澤・川西

生活協同組合コープあいのち

理事長：森 政広（もり まさひろ） 組合員数 57万人 総事業高 653億円（2024年度）
〒465-8611 名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25-1
TEL 052-703-6022 FAX 052-703-3387 <https://coopaichi.tcoop.or.jp>



次頁以降に補足資料を添付しています。あわせてご覧ください。

≪補足資料≫

【2025年度実雇用率】 4.25% (2025年6月1日時点)

【雇用の状況】 全事業所計 60人

- 身体障がい 16人
- 知的障がい 31人
- 精神障がい 13人

【雇用率の推移】

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
雇用率	1.97	2.17	3.40	3.58	3.82	4.58	4.44	4.32	4.60	4.27	4.25

* 障害者雇用促進法で義務付けられている法定雇用率は2.5%です。

【就労の定着のための取り組み】

1. 職場長による「障害者職業生活相談員」資格の取得

就労定着の環境づくりのために、障がいのある職員が1人でも就労している事業所では、職場長が「障害者職業生活相談員」の資格を取得するようにしています。(法律では5人以上雇用する事業所に義務づけられています。)

職場に相談員がいることを周知するため、オリジナルのプレートを掲示して、相談しやすい環境づくりをすすめています。



障害者職業生活相談員について

5人以上の障害のある労働者を雇用する事業所では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、厚生労働省で定める相談員の資格【※】を有する労働者の中から障害者職業生活相談員を選任し、職業生活全般における相談・指導を行うよう義務づけられています。

(中略)

障害者職業生活相談員の職務は、次のようなことについて障害者から相談を受け、または障害者に対して指導することです。

- ・適職の選定、職業能力の向上など職務内容について
- ・障害に応じた施設設備の改善など作業環境の整備について
- ・労働条件、職場の人間関係など職場生活について
- ・余暇活動について
- ・その他、職場適応の向上について

〈出典〉独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 公式 Web サイト

<https://www.jeed.go.jp/disability/employer/employer04.html>

2. 行政とも連携し、障がいのある職員が職場に適応できるよう支援

職場適応援助者(ジョブコーチ)※、カウンセラー、支援ワーカー、職場長が集まって、職場で働き続けられるよう、課題の解決や問題の改善のため、相談する場を作っています。



就労定着のため関係者が集まってミーティング

※職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援

障害のある方を雇用している(しようとする)企業にジョブコーチを派遣し、障害のある方が職場に適応できるように問題の改善に向けて支援を行います。

ジョブコーチによる支援は、ご本人、企業、関係機関いずれからの要請でも可能ですが、事前に作成する支援計画にご本人、事業所双方に同意をいただいた上で開始します。

ジョブコーチによる支援は雇用前、雇用と同時、雇用後のどの段階においてもご利用いただけます。

〈出典〉独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 公式 Web サイト

https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/aichi/23_aichi_service1.html